

令和5年度分の認知症地域支援推進員の活動に係る評価基準の改正について（案）

◎ 令和5年度における認知症地域支援推進員の活動に係る評価基準について、現在の取組状況などを踏まえ、以下のとおり改正する。

改正後の「広島市認知症地域支援推進員の活動に係る評価基準（令和5年度分）」（案）は、別紙13のとおり。

※ 以下の評価基準の番号は、「広島市認知症地域支援推進員の活動に係る評価基準（令和4年度分）」の区分等の番号である。

1 (2) 地域における認知症に関する医療・介護の連携体制づくり、地域での支援体制づくり
認知症医療・介護連携の推進

地域における認知症に関する医療・介護の連携体制づくり、地域での支援体制づくりは、認知症サポート医のみだけでなく、認知症の専門医などの医療関係者と地域包括支援センターや介護事業所などの多職種のネットワークを構築することに、指針に合わせて評価基準の表現を改める。

| | | 現 行 | 改 正 案 |
|--------|---|---|--|
| 基 準 | 4 | 医師会等と連携して認知症サポート医のネットワークづくりに取り組むとともに、地域包括支援センター等と連携して認知症をテーマとした多職種情報交換会などの認知症医療・介護関係者の連携促進のための取組を企画・実施している。 | 4 認知症サポート医等の専門医などの医療関係者と地域包括支援センターや介護事業所のネットワークづくりに 取り組むとともに、地域包括支援センター等と連携して認知症をテーマとした多職種情報交換会などの認知症医療・介護関係者の連携促進のための取組の企画・実施している。 |
| | 3 | 医師会等が進める認知症サポート医のネットワークづくりや、地域包括支援センター等が開催する認知症をテーマとした多職種情報交換会などの認知症医療・介護関係者の連携促進のための取組に参加している。 | 3 認知症サポート医等の専門医などの医療関係者と地域包括支援センターや介護事業所のネットワークづくりや、 地域包括支援センター等が開催する認知症をテーマとした多職種情報交換会などの認知症医療・介護関係者の連携促進のための取組に参加している。 |
| | 2 | 医師会等が進める認知症サポート医のネットワークづくり又は地域包括支援センター等が開催する認知症をテーマとした多職種情報交換会などの認知症医療・介護関係者の連携促進のための取組に参加している。 | 2 認知症サポート医等の専門医などの医療関係者と地域包括支援センターや介護事業所のネットワークづくり又は 地域包括支援センター等が開催する認知症をテーマとした多職種情報交換会などの認知症医療・介護関係者の連携促進のための取組に参加している。 |
| | 1 | 認知症サポート医のネットワークづくりや認知症医療・介護関係者の連携促進の取組に参加していない。 | 1 認知症サポート医等の専門医などの医療関係者と地域包括支援センターや介護事業所のネットワークづくりや 認知症医療・介護関係者の連携促進の取組に参加していない。 |

2 (2) 地域における認知症に関する医療・介護の連携体制づくり、地域での支援体制づくり

地域における支援体制づくり

地域における支援体制づくりは、更なる取組の質向上に向けて、活動の実践が継続する支援体制づくりの取組が行えているかの内容に評価基準を改める。

| | 現 行 | | 改 正 案 | |
|--------|-----|--|-------|---|
| 基 準 | 4 | 3に加え、認知症サポーターステップアップ講座の修了者について、認知症カフェや施設のボランティア等のニーズとのマッチングを行い、半数以上の人が活動の実践につながっている。 | 4 | 3に加え、 より実際の活動の実践が継続する支援体制づくりに取り組んでいる。 |
| | 3 | 2に加え、認知症サポーターステップアップ講座の修了者について、認知症カフェや施設のボランティア等のニーズとのマッチングを行い、活動の実践につながっている。 | 3 | 2に加え、認知症サポーターステップアップ講座の修了者について、認知症カフェや施設のボランティア等のニーズとのマッチングを行い、活動の実践につながっている。 |
| | 2 | 認知症アドバイザーや区内の地域包括支援センターと連携して、区レベル又は圏域レベルの認知症サポーターステップアップ講座等を、年1回以上、企画・実施している。 | 2 | 認知症アドバイザーや区内の地域包括支援センターと連携して、区レベル又は圏域レベルの認知症サポーターステップアップ講座等を、年1回以上、企画・実施している。 |
| | 1 | 区レベル又は圏域レベルの認知症サポーターステップアップ講座等を具体的に企画しているが、実施していない。 | 1 | 区レベル又は圏域レベルの認知症サポーターステップアップ講座等を具体的に企画しているが、実施していない。 |

3 (6) 認知症の人の本人発信支援 認知症の人の本人発信支援

認知症の人の本人発信支援は、語る以外の方法においても発信支援として評価をしているため、評価基準の表現を改める。

| | 現 行 | | 改 正 案 | |
|--------|-----|---|-------|---|
| 基 準 | 4 | 本人が認知症のことなどを語る機会を創出している。 | 4 | 本人が 認知症のことを語るなどの機会 を創出している。 |
| | 3 | 本人が認知症のことなどを語る機会を企画や調整を行っているが、機会の創出までは至っていない。 | 3 | 本人が 認知症のことを語るなどの機会 を企画や調整を行っているが、機会の創出までは至っていない。 |
| | 2 | なし | 2 | なし |
| | 1 | 本人が認知症のことなどを語る機会の企画や調整を行っていない。 | 1 | 本人が 認知症のことを語るなどの機会 の企画や調整を行っていない。 |

【参考】今後のスケジュール等について

○ 設置法人・認知症地域支援推進員への説明

見直し後の評価基準は、令和5年3月10日（金）に法人説明会を開催し説明する。